

## 初任運転者教育に係る社内教育指導者向け講習会の開催について

国土交通省では、運転者教育の強化を図るため「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」が定められております。

初任運転者に対する教育項目は、下記「指導及び監督の指針」の内容である全12項目を座学および実車を用いて15時間以上実施し、併せて、実際にトラックを運転させ、安全な運転方法の指導を20時間以上実施することが義務付けられております。

この度の講習会では、会員事業者における社内教育指導者(運行管理者)が、指針に基づき、プロドライバーの最初の一步となる初任運転者教育を行うための一助としていただくために開催するものです。

社内教育指導者等の皆様におかれましては、諸業務ご多忙のところ誠に恐縮でございますが、受講していただきますようご案内いたします。

### 記

日 時： 令和元年7月30日(火) 13:30～15:30

場 所： 舞鶴トラック運送事業協同組合 舞鶴市字喜多1105番地の11

講 師： 山城自動車教習所指導員

内 容：「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」  
(12項目)についての説明

#### 〔注意事項〕

※本講習会は、社内教育指導者等を対象とした講習会でありますので、国土交通省「指導及び監督の指針」が定める時間数には含まれませんのでご注意願います。

#### ★国土交通省告示「指導及び監督の指針」【項目】

①「トラックを運転する場合の心構え」②「トラックの運行の安全を確保するために遵守すべき基本的事項」③「トラックの構造上の特性」④「貨物の正しい積載方法」⑤「過積載の危険性」⑥「危険物を運搬する場合に留意すべき事項」⑦「適切な運行の経路とその道路交通の状況」⑧「危険の予測及び回避」⑨「運転者の運転適性に応じた安全運転」⑩「交通事故の生理的・心理的要因と対処方法」⑪「健康管理の重要性」⑫「安全性の向上を図るための装置を備える事業用自動車の適切な運転方法」

-----  
申込先【FAX075-661-0062】

初任運転者教育(社内教育指導者等)講習会 参加申込書

会 社 名	
参加者数	名